

周知文は、一団の土地の一部のみで開発事業を行う場合に提出が必要になります。  
開発事業手続きが開始されたら、可能な限り早く残地地権者に(1)に規定する条件を周知し、市に周知文を提出してください。

記載例	周知文	部長	課長	担当長

今回、あなたの土地利用計画については隣接残地を利用しないとのことですので、開発事業の一連性については、今回申請された面積で判断いたしました。

したがって、今回利用する土地が次に掲げる状態になる以前に隣接残地で土地利用を行う場合は、今回利用の土地を含めた平塚市まちづくり条例の手続きが必要となりますので相談してください。

＜開発事業の一連性がないと判断する状態とは＞（規則第27条より引用）

(1) 後行開発事業で、第32条の規定による開発事業事前協議書を提出する日（当該後行開発事業が条例第25条に規定する開発事業に該当しない場合にあつては、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認の申請を行う日）が、次のアからオまでのいずれかに掲げる日から1年を経過しているとき。

ア 当該先行開発事業の都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第31条第1項の規定による工事完了公告があつた日（当該先行開発事業が法第29条の規定による開発許可を要しない場合にあつては、条例第42条第2項の規定により完了検査適合承認書を交付した日）

イ 当該先行開発事業に伴い建築された全ての建築物の建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項に規定する検査済証を交付した日

ウ 当該先行開発事業に伴い建築された全ての建築物の登記が完了した日

エ 当該先行開発事業（条例第25条に規定する開発事業に該当しないものに限る。）に伴い設置された全ての建築基準法第42条第1項第5号に掲げる道路について、同号の規定による位置の指定があつた日

オ 当該先行開発事業に係る土地の造成が完了したと市長が認める日（当該先行開発事業が条例第25条に規定する開発事業に該当しない場合に限る。）

(2) 先行開発事業と後行開発事業との間で次のアからエまでに掲げる事項のいずれもが同一でないとき。

ア 申請者（その代理人を含む。）、設計者及び工事施行者

イ 土地所有者

ウ 公共施設の配置計画

エ 開発事業に係る施工方法の関連性

(3) 後行開発事業が次のいずれかに該当するとき。

ア 既に存する自己の住居の用に供する戸建住宅の増築又は改築

イ 災害により損壊し、又は滅失した建築物の同規模かつ同用途での再建築

一団の土地の残地の地権者に対し、一連性に伴う(1)ア～オから1年間の規制が適用されることを説明してください。  
→周知文提出後、開発指導課から事業予定者（法人の場合は担当者）に対し、残地地権者に残地に対する規制の周知をしたか確認させていただいています。

上記内容については、事業の一連性について了知し、隣接残地地権者に周知しました。

事業予定者が法人の場合、法人住所・法人名・代表者職氏名を記入。  
個人の場合は、住民票に記載された住所・氏名を記入。

令和〇年〇月〇日

事業予定者 住所 平塚市〇〇町△丁目□番〇号

氏名 〇〇建設株式会社 代表取締役〇〇〇

周知文を開発指導課に提出した日を記載してください。  
（残地地権者に周知した日付ではありません）

開発区域の公図の地番に字名がある場合は、字名も記入してください。  
また、複数の筆に分かれる場合は、一番小さい数字の番号の地番 外〇〇筆の形式で記入。

開発区域の場所 平塚市〇〇字〇〇番□ 外△△筆

予定建築物の用途 〇〇〇〇（△棟□区画）

※太枠内のみ記入してください。

R5.1

事前相談の回答書や、まちづくり条例の申請書類に記載した用途・建築予定棟数・予定区画数を記入してください。